

京都市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年3月26日京都市条例第29号）（消防局総務部総務課）

次のとおり京都市北消防署の位置を変更することとしました。

変更前の位置 京都市北区紫竹下緑町87番地

変更後の位置 京都市北区大宮西脇台町17番地の2

この条例は、令和3年3月29日から施行することとしました。

京都市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第29号

京都市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表京都市北消防署の項中「京都市北区紫竹下緑町87番地」を「京都市北区大宮西脇台町17番地の2」に改める。

附 則

この条例は、令和3年3月29日から施行する。

(消防局総務部総務課)